


様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和 7年 6月 27日</p> <p>香川県知事 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div> <p>提出者 住所 氏名</p> <p>香川県高松市亀井町1番地3 鹿島建設株式会社 四国支店 常務執行役員支店長 尾崎 美伸</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話番号 087-839-3177</p> </div> </div> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	丸亀城石垣復旧工事他 各現場 （高松市内を除く香川県内）
事業場の所在地	香川県丸亀市一番丁 他
計画期間	令和 7年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 5,267百万円 （令和 6年度 高松市内を除く香川地区実績）
③従業員数	高松市を除く香川地区 16人（令和 7年 4月 1日時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
(管理体制図)						
「社内の管理体制①②」の通り。						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	43.70 t	759.40 t	20.80 t	32.60 t	28.60 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	排出量	9.40 t	322.50 t	t	0.70 t	100.40 t
(これまでに実施した取組) ゼロエミッション、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを徹底。広域認定制度（メーカーリサイクル）等を活かしたリサイクル可能な資材の洗い出し。						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	t	300.00 t	10.00 t	20.00 t	20.00 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	排出量	5.00 t	50.00 t	t	t	50.00 t
(今後実施する予定の取組) 最終的に廃棄物ゼロを目標とした、ゼロエミッション、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rの徹底。資源投資量・消費量を抑えつつストックを有効活動して付加価値を生み出す経済活動（サーキュラーエコノミー）の実施。2026年度の主要資材における再生材使用率目標40%。						
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ゼロエミッション、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを徹底。広域認定制度（メーカーリサイクル）等を活かしたリサイクル可能な資材の洗い出し。グリーン調達（環境負荷の小さい資材、工法、技術の優先的な採用）の実施。					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 最終的に廃棄物ゼロを目標とした、ゼロエミッション、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rの徹底。資源投資量・消費量を抑えつつストックを有効活動して付加価値を生み出す経済活動（サーキュラーエコノミー）の実施。2026年度の主要資材における再生材使用率目標40%。					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	43.70 t	759.40 t	20.80 t	32.60 t	28.60 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	602.10 t	13.10 t	16.00 t	3.60 t
	再生利用業者への処理委託量	t	722.40 t	4.50 t	15.40 t	28.60 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃
	全処理委託量	9.40 t	322.50 t	t	0.70 t	100.40 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.40 t	279.70 t	t	t	100.40 t
	再生利用業者への処理委託量	9.40 t	322.20 t	t	t	13.60 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 建設汚泥、混合廃棄物、廃石綿（レベル123）、廃石膏ボード、水銀使用製品処理については指定業者制度を採用し、支店安全環境部にて年一回の施設確認を実施。また、電子マニフェストの運用促進により管理状況の向上を図る。					

		【目標】				
産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	
	全処理委託量	t	300.00 t	10.00 t	20.00 t	20.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	250.00 t	5.00 t	10.00 t	5.00 t	
再生利用者への処理委託量	t	270.00 t	5.00 t	10.00 t	20.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
産業廃棄物の種類	紙くず	木くず	繊維くず	廃油	混廃	
全処理委託量	5.00 t	50.00 t	t	t	50.00 t	
優良認定処理業者への処理委託量	1.00 t	45.00 t	t	t	50.00 t	
再生利用者への処理委託量	5.00 t	50.00 t	t	t	10.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>処理委託施設の定期的な視察実施、二次処理先、再生委託先の把握、及び最終処分先の確認（継続実施）。</p> <p>特定建設資材のリサイクル率100%施設の確保（継続実施）。</p> <p>リサイクル率の向上を目標として広域認定制度【メーカーリサイクル】の積極的活用（廃石膏ボード・消火器・廃バッテリー他）。</p>						
②計画						
※事務処理欄						

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

社内の管理体制①

担当者の役割

環境管理を適正に推進するために、土木管理本部、建築管理本部、支店、工事事務所（現場）等における関係者の責務と役割を明確にした社内管理体制を以下に示す。

1. 環境推進部長（土木管理本部、建築管理本部）

- 土建部門の環境目標・実施計画の策定・指導
- 全社環境パトロールの実施
- 環境事故への対応
- 施工環境部会・支店環境担当者会議への参加

2. 総括環境管理者（支店）

- （総合）施工計画書の確認
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- 環境事故発生時の社内報告・対応
- 環境パトロールの定期的実施
- 諸官庁等提出書類の審査

3. 統括環境管理者（工事事務所又は現場）

- 環境保全に関する所長方針の策定
- 環境関連通知事項の周知・徹底
- （総合）施工計画書の作成と管理業務内容の確立
- （総合）施工計画書の所内教育の実施
- 緊急事態体制と連絡網の確立
- 緊急事態訓練の実施
- 緊急事態発生時の対応
- 現場内環境管理パトロールの実施
- 処理業者の選定と委託契約の締結
- 諸官庁等提出書類の作成・提出

4. 環境管理者（工事事務所又は現場）

- （総合）施工計画書に沿った管理業務遂行
- マニフェストの交付（登録）と伝票管理
- 新規入場者教育時に環境教育の実施
- 土木工事管理要領（土木）、KTMS 苦情処理実施要領（建築）に基づく適切な苦情処理対応・報告
- 諸官庁への届出書類報告
- 許可証、処理施設（指定品目以外）の事前確認

社内の管理体制②

各支店に配置する担当者

各支店の環境管理体制を充実させるために配置する担当者の役割を以下に示す。

1. 支店環境担当者

- 総括環境管理者（支店）のサポート
- 「現場における環境管理の手引き」記載内容の理解と現場への指導
- 環境に関する法改正（条例含む）と社内通達の理解と現場への指導
- 環境事故・環境トラブル対応
- アスベスト責任者・土壌汚染担当者との連携・協力
- 環境パトロールへの参加
- 廃棄物処理施設視察への参加
- 支店内社員に対する環境教育
- 全国会議への参加（支店環境担当者会議、アスベスト責任者会議等）

2. アスベスト責任者

- 協力会社の技量評価、指定会社の任命
- 指定会社への鹿島ルールの周知
- 現場担当社員への指導
- 石綿工事届の審査
- 各工事の計画書審査・検査立会い・石綿パトロールの実施
- 必要に応じ施工検討会の実施・諸官庁届出への同行

3. 土壌汚染担当者

- 工事における土壌汚染対策法への対応指導・支援
- 土壌汚染に関する本社との連絡調整窓口